

那 霸 市 公 報

第 1 5 6 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那覇市「食」の自立支援事業受託事業者募集について(ちゃーがんじゅう課) 886
- 那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について(都市計画課) …………… 887
- 那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定について(商工農水課) …………… 888
- 那覇市 I T 創造館の指定管理者の指定について(商工農水課) …………… 888
- 平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)(財政課) …………… 889

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について(市民課) …………… 892
- 平成 24 年度那覇市役所仮庁舎、新都心銘苅庁舎及び真和志庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者申請受付について(管財課) …………… 893
- 平成 24 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について(管財課) …………… 894

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について …………… 896

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 投票区の区域変更について …………… 897

◇ 監査委員公表 ◇

- 平成 23 年度定期監査(工事監査)の結果について(公表) …………… 898

告 示

那覇市告示第 139 号

平成 24 年 2 月 1 日

那覇市「食」の自立支援事業受託事業者募集について

那覇市では平成 24 年度に那覇市「食」の自立支援事業を委託できる事業者を募集します。この事業を受託希望される方は、次によりご応募下さい。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 事業概要

那覇市で「食」の自立支援事業利用者の自宅に、高齢者向けの昼食のお弁当を配達し、食生活の改善と健康増進、安否確認を行う事業

2 受託事業者の行う業務内容

- (1) 月曜日から土曜日の予め利用者が指定した曜日（週 4 日を限度）に、利用者宅を訪問し、当日調理した昼食のお弁当を直接手渡すこと。
- (2) 利用者負担金（食材費＋調理費）を利用者から徴収すること。
- (3) 利用者からお弁当についての要望（献立・調理方法・配達など）を積極的に聴きとり、必要があるときは改善を行うこと。
- (4) 市の定める安否確認マニュアルに基づき、利用者の安否を確認すること。
- (5) 市の指定する方法で実績を報告すること。

3 資格要件

- (1) 事業に必要な許可を得ており、県内で2年以上の配食事業実績があること。
- (2) 調理師及び管理栄養士の資格取得者を各 1 名以上有すること。
- (3) 那覇市内全域に配達できること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 労働災害保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 2の業務内容を遂行でき、別に定める仕様のお弁当を提供できること。

4 提出書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 財務諸表（直前 1 年分の貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 納税証明書（完納証明書）
- (4) 社保完納証明書
- (5) 営業許可証の写し
- (6) 調理師及び管理栄養士の免許証の写し

(7) 1週間分の献立表(栄養素量の表示あるもの)及びサンプル写真

(8) (1)～(7)とは別に指定の様式が5つあります。

5 資格審査申請期間及び申請書提出場所

(1) 申請期間：平成24年2月20日(月)から平成24年3月12日(月)

午前8時30分から午後5時15分(ただし、土・日曜日及び祝日は除く)

※資格要件・提出書類を審査の上、登録の可否については、平成24年3月28日までに決定通知によりお知らせいたします。

(2) 申請書提出場所

那覇市役所 仮庁舎C棟1階 ちゃーがんにゅう課 在宅福祉グループ

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんにゅう課 在宅福祉グループ

電 話 098-862-9010 (直通)

F A X 098-862-9648

那覇市告示第140号

平成24年2月1日

那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について

那覇市首里金城村屋の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成23年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋

所在地：那覇市首里金城町2丁目7番地

2 指定管理者となる団体

名 称：首里金城町自治会

所在地：那覇市首里金城町4-10-1

代表者：首里金城町自治会 会長 林 稔彌

3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

那覇市告示第 141 号

平成 24 年 2 月 1 日

那覇市伝統工芸館の指定管理者の指定について

那覇市伝統工芸館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 23 年 12 月定例議会において承認されましたので、那覇市伝統工芸館条例第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市伝統工芸館

所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 指定管理者となる団体

名 称 那覇市伝統工芸館共同企業体

構成員代表

名 称 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会

所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 2 階

代表者 会長 上原 昭男

構 成 員

名 称 協同組合 沖縄産業計画

所在地 那覇市上之屋 314-2 サンメディアビル 3 F

代表者 代表理事 小橋川 哲

3 指定期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日 (3 年間)

那覇市告示第 142 号

平成 24 年 2 月 1 日

那覇市 I T 創造館の指定管理者の指定について

那覇市 I T 創造館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 23 年 12 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市 I T 創造館

所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

2 指定管理者となる団体

名 称 那覇市銘苅3丁目21番40号

所在地 クラストワークス株式会社

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年)

那覇市告示第143号

平成24年2月1日

平成23年(2011年)12月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市一般会計補正予算(第5号)

平成23年度那覇市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,517,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		11,820,409	648,413	12,468,822
	1 地方交付税	11,820,409	648,413	12,468,822
13 使用料及び手数料		2,735,666	20,184	2,755,850
	1 使用料	2,169,034	20,184	2,189,218
14 国庫支出金		34,011,460	285,489	34,296,949
	1 国庫負担金	26,163,787	139,153	26,302,940
	2 国庫補助金	7,735,591	139,695	7,875,286
	3 委託金	112,082	6,641	118,723

15 県支出金		9,062,838	125,139	9,187,977
	1 県負担金	5,104,269	62,594	5,166,863
	2 県補助金	3,572,194	62,545	3,634,739
16 財産収入		360,312	4,678	364,990
	2 財産売払収入	53,062	4,678	57,740
17 寄附金		1	15,000	15,001
	1 寄附金	1	15,000	15,001
18 繰入金		4,121,630	△666,667	3,454,963
	2 基金繰入金	3,981,194	△666,667	3,314,527
19 繰越金		1,631,845	808,401	2,440,246
	1 繰越金	1,631,845	808,401	2,440,246
20 諸収入		1,676,114	5,583	1,681,697
	5 雑入	1,055,216	5,583	1,060,799
21 市債		14,258,453	171,300	14,429,753
	1 市債	14,258,453	171,300	14,429,753
歳 入 合 計		126,100,448	1,417,520	127,517,968

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,251,391	511,118	13,762,509
	1 総務管理費	11,145,810	509,548	11,655,358
	2 徴税費	1,078,668	1,570	1,080,238
3 民生費		56,435,705	341,350	56,777,055
	1 社会福祉費	16,189,269	326,962	16,516,231
	2 児童福祉費	21,211,429	14,388	21,225,817
4 衛生費		8,464,726	76,273	8,540,999
	1 保健衛生費	4,425,223	88,560	4,513,783
	2 清掃費	4,039,503	△12,287	4,027,216
6 農林水産業費		82,457	1,570	84,027
	1 農業費	41,148	1,570	42,718
7 商工費		1,187,947	2,859	1,190,806
	1 商工費	1,187,947	2,859	1,190,806
8 土木費		15,762,056	467,706	16,229,762
	2 道路橋りょう費	1,318,044	7,418	1,325,462
	5 都市計画費	8,985,352	144,982	9,130,334
	6 住宅費	4,255,621	315,306	4,570,927
9 消防費		2,545,295	16,418	2,561,713
	1 消防費	2,545,295	16,418	2,561,713
10 教育費		12,907,198	226	12,907,424
	1 教育総務費	1,788,650	8,863	1,797,513
	2 小学校費	3,469,055	56,076	3,525,131
	3 中学校費	2,034,536	△40,702	1,993,834
	4 幼稚園費	1,592,840	△2,030	1,590,810
	5 社会教育費	1,840,596	△23,292	1,817,304
	6 保健体育費	2,181,521	1,311	2,182,832

12 公債費		14,193,116	0	14,193,116
	1 公債費	14,193,116	0	14,193,116
歳 出 合 計		126,100,448	1,417,520	127,517,968

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費			55,731
	2 小学校費		2,386
		前島・久茂地小学校統合新校整備事業	2,386
	5 社会教育費		53,345
		久茂地公民館・図書館解体事業	53,345
合 計			55,731

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
泊児童クラブ舎建築事業(工事)(子育て応援課)	平成 24 年度	29,700
農業災害利子助成事業(商工農水課)	平成 23 年度から平成 28 年度まで	835
学校給食調理業務委託事業(安謝学校給食センター)(学校給食課)	平成 24 年度から平成 28 年度まで	95,412
学校給食調理業務委託事業(天久学校給食センター)(学校給食課)	平成 24 年度から平成 28 年度まで	111,921
平成 24 年度健康診査通知書等作成業務(健康推進課)	平成 23 年度から平成 24 年度まで	2,522
那覇市安謝保育所管理運営委託事業(こどもみらい課)	平成 23 年度から平成 24 年度まで	138,010

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
真嘉比小学校屋内運動場建設事業(設計・監理)業務委託(施設課)	平成 23 年度から平成 25 年度まで	35,014	平成 23 年度から平成 25 年度まで	43,162
泊幼稚園園舎建設事業(設計・監理)業務委託(こども政策課)	平成 23 年度から平成 25 年度まで	37,149	平成 23 年度から平成 25 年度まで	42,264
真嘉比幼稚園園舎建設事業(設計・監理)業務委託(こども政策課)	平成 23 年度から平成 24 年度まで	33,718	平成 23 年度から平成 25 年度まで	38,459

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位:千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還 の 方法
2 社会福祉施設整備事業	277,900	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年 5 % 以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を含 め 30 年以内と する。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中 であっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	259,200	補正前に 同じ		
3 一般廃棄物処理事業	15,600				5,100			
6 都市計画事業	1,389,700				1,517,200			
8 市営住宅建設事業	841,700				917,400			
10 教育施設整備事業	2,051,300				2,048,600			

公 告

那覇市公告第 236 号
平成 24 年 1 月 16 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 254 号

平成 24 年 2 月 1 日

平成 24 年度那覇市役所仮庁舎、新都心銘苺庁舎及び真和志庁舎の管理
に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 指名競争入札参加資格要件
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 各業務委託において、「表 1」の指名競争入札参加資格要件をすべて満たすもの。
- 2 申請書類の配布期間及び場所

配布期間：平成 24 年 2 月 1 日（水）～平成 24 年 2 月 24 日（金）
（土日を除く）

配布場所：那覇市新都心銘苺庁舎 2 階 管財課（那覇市銘苺 2—3—1）
那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。
- 3 受付期間

平成 24 年 2 月 13 日（月）～平成 24 年 2 月 24 日（金）（土日を除く）
午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）
- 4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ（電話 098—862—9904）

表 1 各業務委託の指名競争入札参加資格要件

委託番号	業務委託件名	指名競争入札参加資格要件
1	那覇市役所仮庁舎環境衛生管理業務委託	(1) 「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
2	真和志庁舎環境衛生管理業務委託	(1) 「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。

3	新都心銘 苅庁舎排 水管清掃 業務委託	(1) 「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 6 号の登録があること。
4	那覇市役 所仮庁舎 等施設管 理業務委 託	(1) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・ 第 1 種電気工事士免許取得者 2 人以上 (うち 1 人は第 2 種電気工事士免許取得者でも可) ・ 熟練された大工技能を有する者 1 人以上及びその補助員 1 人 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・ 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。
5	新都心銘 苅庁舎施 設管理業 務委託	(1) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・ 第 1 種電気工事士免許取得者 1 人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・ 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。

※ 表中の「過去 2 年間」とは平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までのことです。

那覇市公告第 255 号
平成 24 年 2 月 1 日

平成 24 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

- ① 学校ごみ処理業務委託 (那覇東地区)
- ② 学校ごみ処理業務委託 (那覇西地区)
- ③ 平成 24 年度都市公園清掃 (塵芥回収) 管理業務委託
- ④ 保育所等のごみ処理業務委託 (A 地区)
- ⑤ 保育所等のごみ処理業務委託 (B 地区)
- ⑥ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託
- ⑦ 平成 24 年度那覇市学校給食センター (首里・真和志・小禄) ごみ処理業務委託
- ⑧ 平成 24 年度消防本部ごみ収集業務委託
- ⑨ 那覇市市民文化部 4 施設ごみ収集業務委託
- ⑩ 那覇市教育委員会施設 (A 地区) ごみ処理業務委託
- ⑪ 那覇市教育委員会施設 (B 地区) ごみ処理業務委託

(2) 履行場所 那覇市直営施設

(3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 24 年 4 月 1 日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約)

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日第 137 号) 第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成 24 年 2 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所 新都心銘苺庁舎 3 階 第 1 研修室 (那覇市銘苺 2-3-1)

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成 24 年 3 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所 新都心銘苺庁舎 3 階 第 1 研修室 (那覇市銘苺 2-3-1)

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項各号に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認す

るため、営業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 23 号

平成 24 年 1 月 11 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 443 号
指定工事店名	松元設備
営業所所在地	宜野湾市真栄原3丁目20番13号
代表者名	松元 雄二
有効期間	自 平成23年12月15日 至 平成28年3月31日
指定(登録)番号	第 444 号
指定工事店名	沖正設備
営業所所在地	うるま市みどり町2丁目6番25号
代表者名	仲松 彌正
有効期間	自 平成23年12月22日 至 平成28年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 24 年 1 月 4 日

掲 示 済

投票区の区域変更について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項の規定により本市の区域を分けて次のとおり投票区の区域を変更したので告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

変更前

投票区名	投票区域
第 3 投票区	石嶺町 1 丁目、石嶺町 3 丁目
第 4 投票区	儀保町 3 丁目、儀保町 4 丁目（1～42 番地・46～68 番地・79 番地 7～79 番地 49）、久場川町 1・2 丁目、末吉町 1 丁目 1～3 番地、平良町 1・2 丁目
第 6 投票区	赤平町 1・2 丁目、儀保町 1 丁目、汀良町 1・2・3 丁目、当蔵町 2・3 丁目
第 7 投票区	赤田町 1・2・3 丁目、崎山町 1・2・3・4 丁目、鳥堀町 1・2・3・4 丁目 1～99 番地・5 丁目
第 50 投票区	赤嶺 1・2 丁目、田原 1・3 丁目、字安次嶺（1～60 番地・208～227 番地）、金城 1・2・3・4・5 丁目

変更後

投票区名	投票区域
第 3 投票区	赤平町 2 丁目 48～68 番地、石嶺町 1 丁目、儀保町 3・4 丁目（1～42 番地・46～68 番地・79 番地 7～79 番地 49）、久場川町 1 丁目、末吉町 1 丁目 1～3 番地
第 4 投票区	石嶺町 3 丁目、平良町 1・2 丁目
第 6 投票区	赤田町 1 丁目、赤平町 1 丁目、儀保町 1 丁目、汀良町 1 丁目、当蔵町 2・3 丁目、鳥堀町 1 丁目
第 7 投票区	赤田町 2・3 丁目、崎山町 1・2・3・4 丁目、鳥堀町 2・3 丁目
第 50 投票区	赤嶺 1・2 丁目、田原 3 丁目、金城 4 丁目
第 53 投票区	田原 1 丁目、字安次嶺（1～60 番地・208～227 番地）、金城 1・2・3・5 丁目
第 54 投票区	赤平町 2 丁目 48～68 番地以外、久場川町 2 丁目、汀良町 2・3 丁目・鳥堀町 4 丁目 1～99 番地・5 丁目

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

平成 24 年 1 月 17 日

掲 示 済

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	久 高 将 光
同	喜舎場 盛 三

平成 23 年度定期監査 (工事監査) の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査 (工事監査) を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 23 年度定期監査(工事監査)結果報告書

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

工事監査 (地方自治法第 199 条第 4 項による監査)

2. 監査の対象

工事監査実施要領第 1 に基づき、平成 23 年 11 月 16 日現在施行中の土木工事、建築工事、機械及び電気工事等 35 件の中から 3 件を選定した。

(1) H23 真嘉比古島第二街路及び整地工事(その 3)

(2) 平成 23 年度新都心公園整備工事(土木)

(3) 真嘉比古島区画整理事業に伴う第 13 次配水管敷設工事 (その 1)

3. 監査の期間

平成 23 年 8 月 30 日から平成 23 年 12 月 26 日

4. 監査の方法

監査は、都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を徴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査を実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査業務委託契約に基づき社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士(建設部門)を交えて工事関係職員から説明を徴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場調査を行っ

た。

第 2 監査の結果

- (1) 関係書類を検査し、疑問点は説明者に質問して当該工事の計画、調査、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理、監理監督等の各段階における技術的事項の実施態様について、整合性を検査した結果、おおむね適正である。
- (2) 積算に関しては、沖縄県土木建築部・土木工事標準積算基準書や水道事業実務必携・下水道用標準歩掛表等の実施設計単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。
- (3) 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分なものがあり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切で指摘すべき重大な問題点はなかった。

なお、社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見及び現場施工状況調査における所見等について、平成 23 年 12 月 9 日付『工事監査技術結果報告書』として提出されている。

I H23 真嘉比古島第二街路及び整地工事(その 3)

I-1 工事概要

1) 工事担当部課	都市計画部区画整理課
2) 工 事 場 所	真嘉比古島第二地区
3) 工 事 内 容	土 工 : 切土 6,000 m ³ 床堀 730 m ³ 埋戻 6,000 m ³ 残土処理 3,000 m ³ 擁壁工 : 現場打ち L 型擁壁工 H>7m C o 打設 V=740m ³ 鉄筋工 75t 型枠 A=1,300 m ² P L 擁壁工(H=1.5~2.0) L=34 m 重力式擁壁 H(5 m C o 打設 V= 5 m ³ 街路築造工(4~5号街路) 切土 V=135m ³ 埋戻 V= 30m ³ 残土処理 V=135m ³ 舗装工 : 下層路盤工 (t=14) 30 m ² 上層路盤工 (t=13) 30 m ² 擁壁工 : 重力式擁壁 H<2m V=9m ³
4) 工事請負業者	株式会社 野村建設 契約方法 : 指名競争入札
5) 工 事 費	設計金額 89,250,000 円 (消費税含む)

	契約金額	80,325,000 円 (消費税含む)
	落札率	90% (請負金額/設計金額)
6) 契約年月日		平成 23 年 7 月 11 日
7) 工事期間		平成 23 年 7 月 12 日～平成 24 年 2 月 6 日
8) 工事進捗状況		進捗率 (計画 44.0% 実施 44.0%) (平成 23 年 10 月末現在)

I-2 書類調査における所見

[事業目的]

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る。

[調査結果]

該当工事の設計、仕様、記録、管理、施工、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、担当者による説明に基づき実施運営、施工内容を重点的に調査した。

その結果、総括的には良好であると判断され、指摘すべき重要な問題点は見られなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、特に留意が望まれる事項については同項に示すものとする。

1) 工事着手前における調査事項

(1) 設計全般について

本工事の設計は、「宅地造成等規制法」(以下宅造法)というの技術マニュアル他の技術基準に基づき、基本的には問題なく実施されている。しかしながら、擁壁工の図面を見ると、宅造法では地上より上部の高さをHとして表示しているが、擁壁詳細図では全高をHとし、根入れをhと表示されていた。根入れの数値そのものには問題はないが、宅造法が定めている高さ基準を図面に表示されたい。また、重力式コンクリート擁壁ではコンクリート強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ のところ $24\text{N}/\text{mm}^2$ に表示されていたり、水抜パイプが $\phi 75$ のところ $\phi 100$ と記載されているなど図面の内容について点検されたい。

(2) 擁壁の配筋について

L型擁壁の鉄筋の配置について調査したところ、たて壁及び底板の主筋の配置はD29やD32など太い鉄筋が配置され、そのピッチは $@125\text{mm}$ となっている。しかしながら、擁壁1スパンのうち端部においては鉄筋ピッチの調整が必要となり、鉄筋のピッチは $@75\text{mm}$ となっていた。

このような鉄筋のピッチでは純間隔が $43\sim 46\text{mm}$ となり、コンクリートの粗骨材が入りにくくなることから、2つから4つの間隔により調整し、最低ピッチを $@100\text{mm}$ 程度にするなどの対策が必要と思われる。

(3) 工事積算について

工事積算内容について調査したところ適正な内容であり、問題となるところは見られなかった。また、本工事のL型擁壁については、平成8年に建設省が示したコスト縮減となる擁壁の設計手法がとり入れられ、基本的には良好なものであった。

(4) 工事請負契約に関する書類について

本工事に関する工事請負契約書、現場代理人及び監理技術者届等の必要な書類について調査したところ、問題となる事項は見当たらなかった。

2) 工事着手後における調査事項

(1) 施工計画書について

提出されていた施工計画書を調査したところ、良好な内容であった。

(2) 工事写真について

工事写真を調査したところ未整理段階であったが、現場事務所で良好に整理がなされていた。擁壁の基礎栗石には目潰し砂が施されており、図面には明示されていないものの良好な対応であることが伺えた。今後は図面にも目潰し砂含む等の記入を行っておくことが望まれる。

(3) 使用材料承諾願に関する書類について

生コンクリート材料について調査したところ、水セメント比(W/C)は無筋コンクリートで 60%以下、鉄筋コンクリートで 55%以下となっているが、提出されていたコンクリート材料は各々60%、55%と基準値の限界値と同値となっていた。水セメント比の数値に少しでも余裕をもつよう今後ともコンクリートの配合を検討されたい。

I-3 施工状況調査における所見

平成 23 年 10 月末時点での実施出来高は約 44. 0%であり、予定どおりの進捗である。現在L型擁壁の施工が行われており、現場でのコンクリート打設状況の確認と工事写真により調査したところでは、概ね良好な施工管理がなされているものと判断された。なお、今後の施工において留意が望まれる個々の事項について、下記に示すものとする。

1) 施工状況における調査

- (1) L型擁壁のコンクリート打継ぎ面処理及び鉄筋の組立状況を調査したところ、(写真一1)に示すように非常に良好な施工がなされていた。今後もこのような施工を継続されることが望まれる。



写真一1

- (2) L型擁壁のスパン端部の配筋ピッチの調整状況を調査したところ、(写真一2)のように2の区間で75mm以下となる配筋が図面どおりに施工されていた。今後の設計施工においては、最小ピッチが100mm以上となるよう配慮されたい。



写真一 2

2) 安全施設及び安全対策状況における調査

擁壁工事のために設置されている足場工の状況を調査したところ、各ステップにおける落下防止用板柵が設置されていなかった。今後の施工では落下防止ネット又は板柵を設置するよう指導されたい。

3) その他

現場事務所前に掲示されていた標識の中で、現場体系図の他に組織表が担当者の顔写真入りで示されていた。良好な対応であると思われ、今後他工事においても継続した掲示をすることが望まれるが、この組織表に各工種名を記入しておくことが必要と思われる。

以 上

II 平成 23 年度新都心公園整備工事(土木)

II-1 工事概要

- | | |
|------------|--|
| 1) 工事担当部課 | 建設管理部花とみどり課 |
| 2) 工 事 場 所 | 那覇市銘苅 3 丁目地内 |
| 3) 工 事 内 容 | 敷地造成工 |
| | 切土工 : 1667.1m ³ 、盛土工 : 5188.3m ³ |
| | 園路広場工 |
| | 舗装工(脱色 AS) : 1416.7 m ² 、石張舗装工 : 258.2 m ² |
| | 舗装工(AS) 238.0 m ² |
| | 擁壁工(H750~H3250) : 179.77m |
| | 管理施設工 |
| | U型側溝 300A : 119.3m、U形側溝 300A(G付) : 4.0m |

- 塩ビ管φ300：147.8m、有孔管φ150：279.4m
集水柵：7基、1号人孔：1基、横断防止柵：74.0m
転落防止柵(流用)：65.7m、擬木柵H1100：47.5m
門扉：2基、手すりH1100：81.0m
手すりH800：46.54m、車止め：6基
オートバイ進入抑止柵：1基、大型門扉：1基
便益施設工 水飲み：1基、休憩施設工 ベンチ：3基
サークルベンチ：1基、堰設置工：1式、赤土対策工1式
雑工：1式
- 4) 工事請負業者 安岡建設株式会社
契約方法：一般競争入札
- 5) 工 事 費 設計金額 84,483,000円(消費税含む)
契約金額 76,034,700円(消費税含む)
落札率 90%(請負金額/設計金額)
- 6) 契約年月日 平成23年9月1日
- 7) 工 事 期 間 平成23年9月2日～平成24年1月31日
- 8) 工事進捗状況 進捗率(計画11.1% 実施11.1%)
(平成23年10月末現在)

II-2 書類調査における所見

[事業目的]

本公園は、市の中心部から北部に位置し、返還軍用地と周辺既成市街地を含めた総面積214haの那覇新都心地域内に計画された総合公園で、関連事業の進捗に併せ、地域にマッチした特色のある都市公園として早期に整備し市民の利用に供するものである。

[調査結果]

該当工事の設計、仕様、記録、管理、施工、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、担当者による説明に基づき実施運営、施工内容を調査した。

その結果、総括的には良好と判断され、指摘すべき重要な問題点は見られなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、特に留意が望まれる事項については同項に示すものとする。

1) 工事着手前における調査事項

(1) 設計内容について

本工事の設計図面を調査したところ、下記の事項について配慮されたい。

- ① 転落防止柵の設置基準は柵の横棧の天端から地上までを1100mm以上とするよう徹底されたい。柵の支柱高さについては特に指定する必要はないと考えられる。
- ② 管理用車両が通行するところの柵蓋にはグレーチング蓋(T-14)を用いることはよいが、歩行者のみ通行するところまでこの蓋を設置する必要はない。排水機能を有したコンクリート蓋とするなどの配慮が必要と思われる。

(2) 特記仕様書について

本工事の特記仕様書には使用する生コンクリートの仕様が示されているが、

粗骨材の寸法が 40mm のみ示されている生コンクリートの種類があったが、一般には 20(25)又は 40mm とし、構造物の大きさや鉄筋量の多少によって選択するようになっている。また、均しコンクリートは $18\text{N}/\text{mm}^2$ であることや、その最大水セメント比は 65% であることも記入されており、2 年前に指摘した事項については、本工事や他工事においても周知徹底されていることが確認され良好であった。

(3) 工事積算について

工事積算単価のうち、ベンチや施設などについては業者見積りが 3 社から採られ、その平均値が採用されていた。平均値を採用する場合は 3 社の価格の開きに注目し、最低値より大幅に異なる場合には採用せず、新たに見積りを採るなどの対応が望まれる。なお、本工事の見積りにおいてはこの問題は生じていなかったことを付記する。

(4) 工事請負契約に関する書類について

本工事に関する工事請負契約に関する書類を調査したところでは、とくに問題となるところは見られなかった。

2) 工事着工後における調査事項

(1) 使用材料承諾願いについて

提出されていた使用材料承諾願いを調査したところ、敷砂については再生砂を用いるものとなっていたが、六価クロムの測定試験表が提出されていなかった。再生砂は六価クロムが含有されていることが多いので、必ず成分分析結果を提出させ所定の基準値以下であることを確認されたい。

(2) 工事写真について

未だ本格的な工事がなされていないため、工事写真もあまり示されなかったが、暗渠工の敷砂の厚さを示す写真で設計値が mm 単位であったため、実際の施工厚さも mm 単位まで示されていた。敷砂が碎石等の施工厚さについては設計値以上の厚さがあることを確認し、cm 単位止めでよいと思われる。

(3) 安全管理書類について

1 ヶ月毎に 1 回安全ミーティングが実施され、記録写真も提出されていた。その他安全管理に関する書類を調査したところ、良好なものであった。

II-4 施工状況調査における所見

本工事は平成 23 年 10 月末時点での実施出来高は 11.1% であったが、これは外部から土砂を受け入れて盛土工を先行していたことによるもので、今後は各仕上げ仕事に入る状況で、出来高も回復するとのことであった。工程上も計画とほぼ予定どおりで外部条件により左右されず工期内にて竣工できると判断された。なお、今後の施工において特に留意が望まれる個々の事項については、下記に示すものとする。

1) 施工状況における調査

(1) 堰の施工状況について

最上流部の堰の掘削が施工されていたが、沢筋幅は堰の設計幅より狭いことから、堰高さより高くなるようにして仕上げる必要があると思われる(写真-3)。



写真—3

(2) 雨水人孔について

雨水人孔の中段部分まで施工されていたが、(写真—4)に示すように、周辺には仮囲いが設置されているものの、人孔に仮蓋を設置しておくことが望まれる。



写真—4

2) 今後の施工に当って望まれる事項

今後は水飲みやベンチなどの製品が設置されるが、部材の仕様を確認すると共に、(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品であることの証明を得ておくことが必要と思われる。

3) 安全施設及び安全対策状況における調査

工事現場の外周には仮囲いが設置され、かつ赤土対策沈砂地や人孔部分には別途に仮囲いが設置されているなど、良好な立入り防止処置がなされていた。場内の作業状況についても、調査したところ特に不備なところは見られなかった。

以 上

Ⅲ 真嘉比古島区画整理事業に伴う第13次配水管布設工事(その1)

Ⅲ-1 工事概要

- 1) 工事担当部課 上下水道部工務課
- 2) 工 事 場 所 真和志地区(真嘉比古島区画整理地内)
- 3) 工 事 内 容
 - 管布設工 ダクタイプル鋳鉄管
 - NS 形 ϕ 100mm(開削) L = 102. 8m 仕切弁 4 基 消火栓 1 基
 - NS 形 ϕ 150mm(開削) L = 85. 5m 仕切弁 4 基 空気弁 1 基
 - NS 形 ϕ 200mm(開削) L = 286. 2m 仕切弁 7 基 消火栓 1 基
空気弁 1 基
 - NS 形 ϕ 250mm(開削) L = 104. 6m
 - NS 形 ϕ 300mm(開削) L = 282. 1m (推進工) L = 61. 3m 合計 L = 343. 4m
仕切弁 2 基 消火栓 2 基
空気弁 1 基
 - 不断水分岐工 ϕ 1000 \times ϕ 300 1 箇所
 - 水平磁気探査 A = 328. 3m²
 - 鉛直磁気探査 L = 83. 6m
- 4) 請 負 者 株式会社 米正建設
契約方法：一般競争入札
- 5) 工 事 費 設計金額 74, 340, 000 円 (消費税含む)
請負金額 66, 433, 500 円 (消費税含む)
落札率 89. 4% (請負金額/設計金額)
- 6) 契約年月日 平成 23 年 8 月 11 日
- 7) 工 事 期 間 平成 23 年 8 月 11 日～平成 24 年 1 月 16 日
- 8) 工事進捗状況 進捗率 (計画 30. 7% 実施 52. 5%)
(平成 23 年 10 月末現在)

Ⅲ-3 書類調査における所見

[事業目的]

真嘉比古島区画整理事業に伴い水需要増に対応する配水管の整備を目的とした工事である。

[調査結果]

該当工事の設計、仕様、記録、管理、施工、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、担当者による説明に基づき実施運営、施工内容を調査した。

その結果、総括的には良好と判断され、指摘すべき重要な問題点は見られなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、特に留意が望まれる事項については同項に示すものとする。

1) 工事着手前における調査事項

(1) 設計内容について

本工事の設計内容について調査したところ、耐震性を高めた NS 継手が採用されていると共に、設計内容について調査した結果、問題となる箇所は見られなかった。また、設計図面及び特記仕様書に基づき調査したところでは、詳細なところまで示されており、非常に良好なものであると判断されたが、特記仕様書の「第 1 条目的」の文面の一部で最終行に「なお、本特記仕様書は共通仕様書より優先するものとするが、図面等と一致しない場合は監督員と協議す

る。」となるよう「 」の文面を追記されたい。

(2) 工事積算について

本工事の積算内容のうち、ダクタイル鋳鉄管の材料価格を調査したところ、 $\phi 300$ 1 種及び 3 種類において、日本水道協会沖縄支部が平成 23 年 4 月に公表している単価が用いられていた。基本的にはこの単価を使うことには問題はないと思われたが、本土より少し高い単価となることは否めない。今後は曲管などを出来るかぎり少なくする設計を行うことによりコストダウンを図られたい。

(3) 工事請負契約に関する書類について

本工事に関する工事請負契約に関する書類を調査したところでは、とくに問題となるところは見られなかった。

2) 工事着工後における調査事項

(1) 施工計画書について

本工事の施工計画書を調査したところ、特に問題となるところは見られなかった。

(2) 工事写真について

提出されていた工事写真を調査したところ、詳細な部分まで撮影がなされ、良好なものであった。

III-4 施工状況調査における所見

本工事は平成 23 年 10 月末時点での出来高は 52.4% であり、予定より早く進捗している状況であった。開削によるところは現場事務所にて写真により調査したが、特に問題となるところは見られなかった。

(1) 小口径推進工事の状況

国道 330 号線を横断する部分には、鋼製サヤ管方式(オーガ方式) $\phi 400\text{mm}$ による小口径推進工法が採用されていた。本工事監査実施前日においては、丁度推進工事が完了したところで、発進立坑において諸設備の撤去作業が実施されていた(写真—5)。

推進工事の精度は現場での聞き取り調査では鉛直方向 15mm 程度と良好な精度であった。なお、仮設プラントが発進立坑周辺に設置されていたが、配置している周辺の整理整頓に今後は気配りを行っておくことが望まれる。



写真—5

(2) 安全管理状況について

推進工事の発進立坑においてユニック車を改造した後部積載クレーン(2.9t吊)を使用して作業していたが、吊り荷重の重量を確認すると共に、アウトリガーの設置状況や車両のバランス状況をよく監視するよう指導されたい(写真一6)。



写真一6

(3) その他

設計図面では平行に設置する配管の芯々の距離が明示されていたが、実際には純かぶり(外管どおしの離隔)が300mmであることを周知徹底されたい。

また、横断する下水管などとの交差の離隔も300mm以上を確保するよう明示されたい。

以 上

【用語解説】

※ p 2 の「 $21\text{N}/\text{mm}^2$ 」のNは：ニュートン、生コンの呼び強度= $210\text{kg}/\text{cm}^2$

「 $\phi 75$ 」の ϕ は：水抜パイプ内径寸法をミリで表す。

「D29」のDは：(異形鉄筋)鉄筋の公称直径をミリで表す呼び名。

「@125mm」の@は：配筋する鉄筋のピッチを表す。

※ p 12 のNS継手：埋設管の耐震化を求めた離脱防止機能が付いた接合部名称